

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 7 号）による社会保険診療報酬支払基金法（昭和 2 3 年法律第 1 2 9 号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

（伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和５２年伊丹市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項中「療養」と読み替え」の右に「，所得を有しない者にあつては，高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１５条第１項第６号中「一万五千七百円」とあるのは「一万五千元」と読み替え」を加え，「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１５条第１項第５号」を「同項第５号」に，「二万四千六百円」を「二万五千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に，「八千元」を「一万千円」に改める。

第６条第３項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成１８年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第９条第３項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

付　則

この条例は，令和８年１０月１日から施行する。ただし，第１条中伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第５条第４項の改正規定は，公布の日から施行する。